

メンタルヘルス通信



ココロ リフレッシュルーム Vol:29 2010・7・1

○白鳥のおはなし

去年の夏に、洞爺湖畔で白鳥を見つけてとても驚いた記憶があります。なぜ驚いたかということ、白鳥は冬になると北から飛来し、冬が終わると北に飛び去っていくものと思っていたからです。一般に白鳥は、シベリアの方で夏を過ごします。秋になるとサハリンに移動し、冬には北海道や東北地方の河川や湖、沼などに越冬のため飛来します。シベリアやサハリンは白鳥には寒すぎるのです。白鳥は一度気に入った場所が見つかったら次の年も同じところへ飛来してくる性質があるそうです。洞爺湖には数羽の白鳥が住みついているようですから、北から飛来した白鳥が、温暖で過ごしやすい気候と、洞爺湖の自然環境が気に入って住み着いたのでしょうか。

なぜ白鳥の話をしているかというと、当法人事業所である「高齢者ケア研修センター財田の杜」「グループホーム癒しの郷」のすぐそばに白鳥が巣を作っているからです。白鳥を見たことがある人は多くても、巣を見たことがある人は少ないのではないのでしょうか。巣では親鳥がたまごをあたためているようです。ヒナがかえるのはどのくらい先になるのでしょうか。巣のある場所が車道のすぐわきなので、危険じゃないのだろうかと少し心配になってしまいます。警棒を持った警官が巣のそばにいるのを見かけたことがあります。白鳥が道路を横断することがあるのでその警備でしょうか。警官にも見守られて安心して巣を守ることができますね。みなさんも白鳥を不安にさせてしまわないよう、見に行く場合は離れた場所から、そっと見守ってあげてください。近くの道路には白鳥が横断する可能性があることを知らせる電光掲示板が設置されています。付近を運転する際は、十分注意したいですね。



○有珠磯まつり・有珠海水浴場海開き

7月4日(日)は「有珠磯まつり・有珠海水浴場海開き」です。先月開催が予定されていましたが、いちご豚肉まつりは口蹄疫の影響から残念ながら中止となってしまいましたが、有珠磯まつり・有珠海水浴場海開きは無事開催されるようです！有珠海水浴場を会場とし地元でとれた海産物が販売され、ビンゴゲームやビーチもちまきなどが行われます。ビーチでの餅まきは珍しいですね。ウニ・ホタテ・アワビ・毛ガニ…活きのいい地元の海産物に舌つづみ！！磯鍋も振る舞われます。雨天決行ということですが、海に入って遊べるくらい、気持ちの良い晴天を期待したいですね！



○平成22年度全国安全週間

今年の全国安全週間が「みんなで進めようリスクアセスメント めざそう職場の安全・安心」をスローガンとして7月1日～7月7日までの1週間展開されます。この全国安全週間を契機とし、それぞれの職場において労働災害防止の重要性についての認識を深め、安全活動の着実な実行を図ることを目的としています。安全に安心して働ける環境づくりを進めていきたいですね。

§ 16 : ドメスティック・バイオレンス (DV)

みなさんは「ドメスティック・バイオレンス」という言葉を聞いたことがありますでしょうか。“DV”という略称の方が知られているかもしれません。今回はDVについて考えてみたいと思います。



○ドメスティック・バイオレンスとは

ドメスティック・バイオレンスとは、配偶者や元配偶者、恋人や元恋人など、親密な関係にある(あった)人による、身体的暴力や心身に重大な影響を及ぼすような言動をさしています。少数ではありますが、女性から男性に対しての暴力も存在しているとの指摘がされています。暴力は大きく「身体的暴力」、「精神的暴力」、「性的暴力」の3つに分けて考えることができます。

- ①身体的暴力：殴る・蹴る・首を絞める・物を投げつけるなど、直接身体に危害を加えるもの。
- ②精神的暴力：大声で怒鳴る・家族や友人との付き合いを制限するなど、心を傷つけるもの。
- ③性的暴力：性的関係を無理やり迫る・中絶の強要・避妊に協力しないなど、性に関するもの。

DVは、古くから家庭内に存在していたと考えられますが、心理社会的な問題だと捉えられるようになったのは近年のことです。夫婦喧嘩に第三者は関与しないと考えられてしまい、周囲も見ても見ぬふりをしてしまいがちで、当事者も隠してしまうため対応が難しい場合が多いのです。しかし、殺人事件に発展するなど深刻な問題です。DVの場合、被害者の安全の確保が大切です。

○DV防止法



「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)」についてご存知ですか？DV防止法は2002年4月1日に施行されました。この法律はDVを人権問題として明確化し、被害者の保護と支援を目的としています。この法律によって、家庭内での暴力行為であっても被害を防止するために、第三者が介入すること、専門家による相談と支援、法的措置を行使することなどができるようになりました。被害者を保護し、被害者に暴力が及ばないように加害者に対して命令ができるという法律です。配偶者(事実婚や元配偶者を含む)から暴力を受けることで生命や身体に重大な危害を受ける恐れが大きい場合、被害者の安全を確保することを目的として、裁判所は被害者の申し立てにより保護命令を発令することができます。加害者が保護命令に違反した場合は、1年以下の懲役または100万円以下の罰金が科せられます。

【保護命令】(一部例)

- ・接近禁止命令(6ヶ月間)：被害者へのつきまといや住居、職場近くの徘徊を禁止。
- ・被害者と同居の子への接近禁止命令：同居する子への接近禁止。子が15歳以上なら子の同意が必要。
- ・被害者の親族への接近禁止命令：被害者親族等へのつきまといや住居等近くの徘徊の禁止。
- ・退去命令(2ヶ月間)：生活を共にしている場合、加害者に退去と住居近くの徘徊の禁止。
- ・接近禁止命令と合わせて申し立てられる禁止行為：面会の要求や無言電話、FAX、メール等の禁止。



DV防止法は、みなさんの生命を守る大切な法律です。自分自身でなくても、友人や同僚など近い人が苦しんでいるかもしれません。プライバシーにかかわる問題なので取り扱いは慎重でなければなりません。苦しんでいる人を見つけたら声をかける勇気を持ってほしいですね。

***土日祝の相談も可能です。まずはお気軽にお電話下さい。ココロリフレッシュルーム 0142-76-4780**

社会福祉法人 幸清会 ・ 社会福祉法人 大滝福祉会